

## 平成 21 年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等について (詳細版)

平成 22 年 5 月 31 日  
中 小 企 業 庁

一昨年 9 月に発生した金融危機に伴い、世界経済は急速に悪化し、我が国経済も輸出の大幅な減少により、輸出型の製造業を中心に大きな打撃を受けた。

昨年度においては、中国のインフラ投資や消費拡大を中心とする景気刺激策の効果もあり、景気後退から着実に持ち直してきたが、自立的な回復といえる状況に至っていない。中小企業の業況においても、持ち直しの動きが見られるが、その水準は依然として低く、厳しい状況が続く中、中小企業とりわけ下請事業者に不当なしわ寄せが生じることが懸念された。

こうした経済状況にかんがみ、中小企業庁では、平成 21 年度において、以下のとおり、親事業者への立入検査、無料相談弁護士の大幅増員や特別事情聴取の実施など、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請代金法」という。）の厳格な運用と違反行為への厳正な対処等を行った。

### 1. 平成21年度の下請代金法の運用について

下請代金法は、独占禁止法の特別法として、下請取引を公正なものとするとともに、下請事業者の利益を保護するために制定されたものである。中小企業庁は、同法に基づき下請取引に関する調査・検査を行う権限を有しており、当該調査・検査に基づいて、同法違反のある又はおそれのある親事業者に対して改善指導等を行っている。

#### (1) 下請代金法に基づく取締状況

中小企業庁では、親事業者及び下請事業者を対象とした定期的な書面調査の実施や立入検査の実施により、下請代金法の違反行為の把握に努めており、下請代金の不当な減額、支払遅延などの下請代金法上の 11 の禁止行為(以下「実体規定関係」という。)に該当するおそれや、発注時の書面交付義務、関係書類の保存義務(以下「手続規定関係」という。)の違反のおそれが認められた場合には、親事業者に対して、改善指導を行い、減額した下請代金の返還、遅延利息を含めた代金の支払等の原状回復措置や、再発防止策を講じさせてきたところである。

平成 21 年度には、親事業者 39,624 社(平成 20 年度 27,743 社)に下請事業者 189,764 社(同 174,410 社)を加えた計 229,388 社に対して書面調査を実施し、その結果から下請代金法違反のおそれのある 8,720 社の親事業者へ警告文書を発出した。

また、中小企業庁及び地方の各経済産業局では、下請事業者から下請代金法に違反するおそれのある事業者についての申告の受付を随時行っており、平成 21 年度は 67 件(同 57 件)あった(表 1 参照)。

表 1 下請代金法の運用状況

年度 事項	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
書面調査・申告	123,386	130,877	202,153	229,388
申告	13	29	57	67
警告文書発出	4,314	6,954	8,329	8,720
立入検査等	1,038	979	1,117	1,052
改善指導措置	918	903	1,004	977
うち措置請求	1	1	4	2

## (2) 立入検査の実施状況

違反のおそれの高い 1,052 社に対し立入検査等を実施し、977 社に対して書面により改善指導を行った。実体規定関係の禁止行為の違反としては、支払代金の支払遅延、下請代金の減額が多く見られ、これらに対し改善指導を行った(表 2 及び別紙 1 参照)。そのうち親事業者 257 社に対し、減額した下請代金及び支払遅延に係る遅延利息の合計額約 405 百万円の支払を指導した(表 3 参照)。

併せて親事業者に対して、発注時の書面交付(発注内容、発注金額、納期、検収期間、知的財産権の取扱いなどの事項を記載)の徹底、関係書類の保存の徹底の指導を行うとともに、これらの違反行為の他 11 の禁止行為に違反することのないよう社内における体制整備を行うこと等についても指導した。

表 2 改善指導措置の内訳

内 訳		年 度			
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実 体 規 定 関 係	総 計	725	757	831	859
	受 領 拒 否	12	13	15	13
	支 払 遅 延	374	364	405	404
	下請代金の減額	236	272	279	282
	返 品	22	15	18	18
	買 いた た き	18	33	43	48
	購 入 ・ 利 用 強 制	1	1	0	6
	報 復 措 置	0	0	0	0
	有償材の早期相殺	18	26	23	21
	長 期 手 形	35	31	39	41
	利 益 要 請	2	2	5	14
	や り 直 し	7	0	4	12
手 続 規 定 関 係	総 計	1,360	1,130	1,641	1,653
	書面不備・未交付	828	521	999	856
	書 類 未 保 存	532	609	642	767

表 3 減額した下請代金の返還及び支払遅延に係る支払遅延利息の支払状況

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
返還額(百万円)	231	1,245	405
親事業者数(社)	238	270	257

表 4 実体規定関係違反件数の推移 (件)

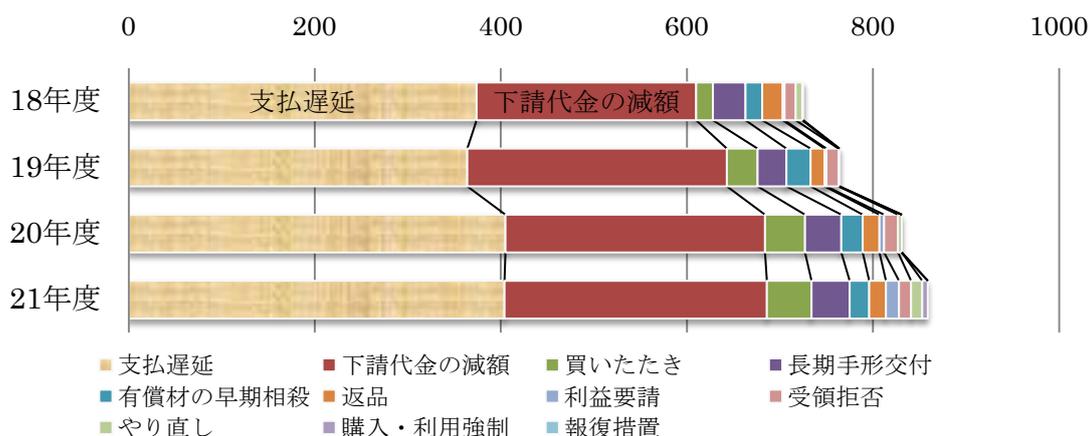
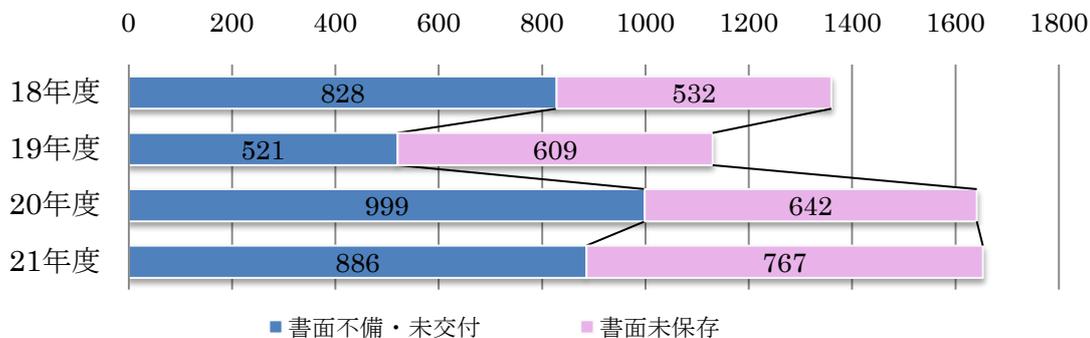
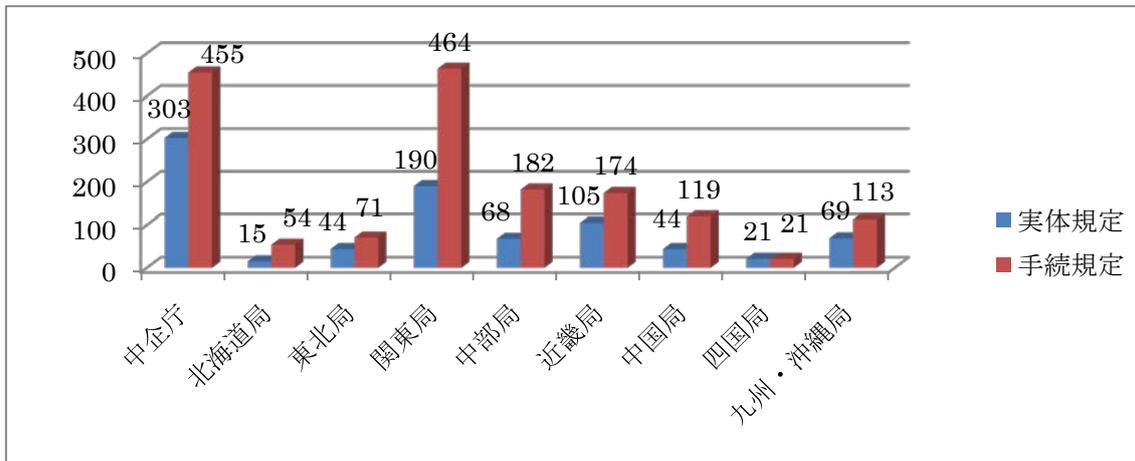


表 5 手続規定関係違反件数の推移 (件)



立入検査については、中小企業庁及び全国 9 か所の経済産業局(沖縄経済産業部を含む)内の取引関係部署が担当しており、平成 21 年度に実体関係規定及び手続関係規定違反として改善指導措置を採った合計件数はそれぞれ 859 件及び 1,653 件となっており、部署別の内訳は以下のとおりである。なお、沖縄経済産業部については、九州経済産業局の数字と合算している(表 6 参照)。

表 6 中小企業庁・経済産業局別の実体・手続関係規定の違反件数(平成 21 年度)  
(件)



### (3) 特別事情聴取の実施

中小企業向け年末対策の一つとして 11 月上旬より、①改善指導を連続して受けた事業者、②改善報告書を未提出の事業者、③書面調査に未回答の事業者等の計 35 社<sup>※</sup>の役員等に対して、中小企業庁長官以下の経済産業省幹部が、社内体制の状況、違反行為が繰り返される理由、今後の改善方針等についての特別事情聴取を行い、改善するよう指導した。

※主な業種 道路貨物運送業、電気機械器具製造業、運送用機械器具製造業、ゴム製品製造業、各種商品卸売業、他 13 業種

#### 【特別事情聴取の事例】

A 社は、中小企業庁による立入検査で同様の指導を 2 回連続で受けたことから、経済産業省幹部から同社社長に対して、下請代金法を遵守するよう指導した。

これに対して、同社社長は、①担当者からマネジメント層までの全社的な下請代金法の教育プログラムの実施、②調達システムの改善、による再発防止策を行うことを約束し、後日、対策を実施した旨の報告があった。

### (4) 公正取引委員会に対する措置請求

親事業者に対する立入検査によって明らかとなった違反行為の中で、特に下請事業者に対する影響が重大である案件については、下請代金法第 6 条に基づき中小企業庁長官から公正取引委員会に対して措置請求を行うこととしており、平成 21 年度において以下の 2 件の請求を行った(表 7 参照)。

表 7 公正取引委員会に対する措置請求案件

件名	概要	違反法条	措置請求日
A(株)に対する件	運送業務の役務提供委託に関し、下請事業者から「取扱手数料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を支払うべき下請代金の額から減じていた。 (30名に対し、総額 3,715 万円を減額)	第 4 条第 1 項 第 3 号(減額の禁止)	H21.12.25
B(株)に対する件	自動車の修理又は整備委託に関し、下請事業者から「レス」等と称して下請代金の額に一定率を乗じた額を負担するよう要請し、下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。 (35名に対し、総額 2,365 万円を減額)	第 4 条第 1 項 第 3 号(減額の禁止)	H22.3.30

## 2.「下請かけこみ寺」事業の実施状況について

企業間取引に関する中小企業の様々な悩み等に対応するため、平成 20 年 4 月、全国中小企業取引振興協会と全国 47 都道府県下請企業振興協会に「下請かけこみ寺」を設置し、下請取引の適正化に向けた活動を実施してきた。

開設と同時に全国の中小企業から多くの相談が寄せられており、法令違反が疑われる場合は、速やかに国に事案を取り次ぐなど、迅速な対応がなされている。

### (1) 相談対応

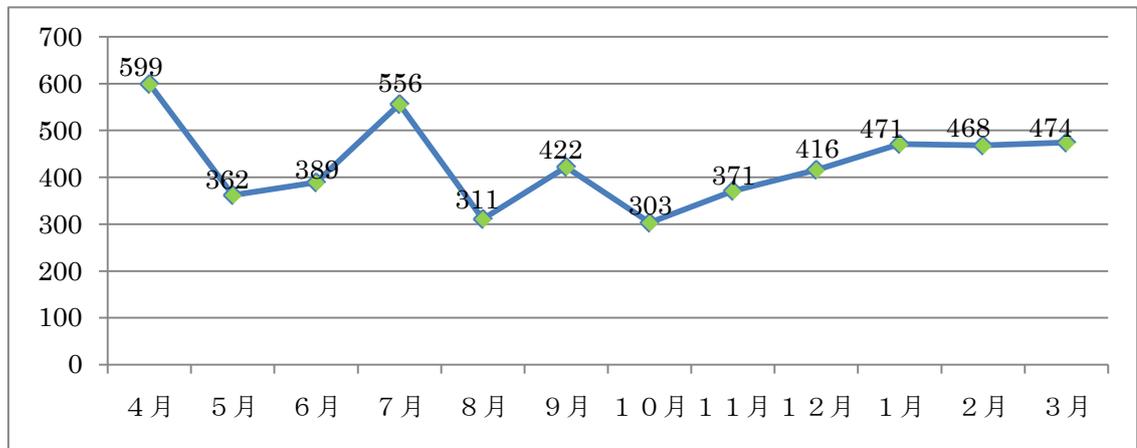
#### ①ワンストップ・サービスデーの開催

12 月 8 日に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議されたことを受け、関係機関の協力の下、利用者が一つの窓口で資金繰り、雇用調整助成金、経営や下請取引に関する問題などの相談ができるようワンストップ・サービスデーを 47 都道府県で開催(12 月、2 月)した。

#### ②相談事業

下請取引等に関する様々な相談に対して親身な相談対応を行っている。平成 21 年度の相談実績は 5,142 件(平成 20 年度 3,836 件)となっており、その内容は「下請代金法」に関連する相談件数が 949 件(同 894 件)、「建設業法」関連が 1,466 件(同 914 件)、「貨物自動車運送事業法」関連が 248 件(同 214 件)となっている。また、中小企業向け年末対策の一つとして、11 月上旬に無料相談の弁護士を前年度の 160 名から 410 名に増員し、879 件(同 394 件)の相談に対応した。相談件数については、景気の低迷等を反映して増加傾向にある。

表 8 下請かけこみ寺相談件数(月次実績)  
(件)



**【弁護士相談事例】**

A社(中小企業)は、イベント主催者B社からの委託契約により出演交渉を任された。当初の契約では、出演者の交通費等はB社が保証することになっていたが、後日、B社より出演者の交通費等相当額の支払督促が届いた。どう対応したらよいか。

→書類等を確認したところ、そのままではA社は支払義務を負うこととなる可能性があるため、裁判所からの支払督促に対する督促異議申立書の文面を指導した。

**(2) ADRの実施**

全国の弁護士約200名を「下請かけこみ寺」に登録し、本部が主導して各地でADR(裁判外紛争解決手続)を行い、平成21年度は37件(平成20年度19件)の案件に対応した。

**【和解事例】**

C社から、グループ会社へ生産を移管するため、D社(中小企業)との取引を終了したいとの申し出があった。そのため、D社は、C社に対して、在庫部品をすべて回収し、買い取るよう伝え、その後、交渉を繰り返したもののC社は、その申し出を拒否した。

→約2ヶ月間の調停を経て、C社が在庫部品を引き取り、約50万円の部品代金を支払うことで和解が成立した。

### 3. 下請適正取引の推進について

#### (1) 講習会等の開催について(表9参照)

##### ① 下請代金法講習会

下請代金法の違反を未然に防止することを目的として、主に親事業者の実務担当者を受講対象として講習会を実施しており、企業の裾野部分からの法令遵守の向上を促進している。

##### ② 下請取引適正化特別推進月間(6月)

世界的な金融危機の影響が直撃し、我が国経済はかつてない速度で悪化していた中、中小企業とりわけ下請事業者にそのしわ寄せが生じないように、下請取引適正化の推進を徹底することが必要であり、6月を「下請取引適正化特別推進月間」として、公正取引委員会と連携しつつ、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するための講習会を開催する等の事業を実施した。

##### ③ 下請取引適正化推進月間(11月)

政府は、従来から下請代金法の厳正な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、下請取引適正化に努めてきており、その一環及び中小企業向けの年末対策の一つとして、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として公正取引委員会と連携しつつ、普及・啓発事業を集中的に実施している。

下請取引適正化推進月間では、「法令遵守は企業の常識・守ってますか下請法-」をキャンペーン標語として制定し、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するための講習会を開催する他、親事業者団体等に対する説明会を開催する等の事業を実施した。

##### ④ 経営者等トップマネジメントに対する下請代金法講習会(トップセミナー)

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、企業の経営層に対する直接的な下請代金法の周知活動が、企業ぐるみの取組を促し、「下請取引の適正化」の実効性をより高める観点から開催した。

また、年度末の金融繁忙期に向けた取組として経営者層に対する下請ガイドライン普及講習会と合同で企業コンプライアンスセミナーを緊急開催した。

##### ⑤ 地域巡回セミナー

中小企業向け年末対策の一つとして、県庁所在地を除いた地方の各都市において、下請代金法に関する講習会と弁護士無料相談会を合わせた「地域巡回セミナー」を実施した(平成21年度補正予算事業)。

##### ⑥ 下請取引適正化推進シンポジウム2009

下請取引適正化推進シンポジウム2009を開催し、企業の調達担当者等が参加した。同シンポジウムでは、専門家による下請代金法や改正独占禁止法等に関する基調講演、企業法務部等の代表者や下請かけこみ寺の相談員等によるパネルディスカッションを開催し、下請取引の適正化の重要性について活発な討論が行われた。

表 9 講習会別の受講者数等

講習会事業名	開催回数	受講者数
① 下請代金法講習会	120 回	14,780 名
うち下請取引適正化特別推進講習会(6 月)	22 回	3,840 名
うち下請取引適正化推進講習会(11 月)	26 回	3,352 名
② トップセミナー	47 回	1,833 名
③ 企業コンプライアンスセミナー	5 回	1,679 名
④ 地域巡回セミナー	246 回	2,022 名
⑤ 下請取引適正化推進シンポジウム	8 回	1,053 名
合 計	426 回	21,367 名

## (2) 下請取引の適正化に係る通達の発出

下請代金法、下請中小企業振興法(振興基準)の周知徹底及び同法の遵守を目的に、また、中小企業向け年末対策の一つとして、経済産業大臣名(下請代金法は公正取引委員会委員長との連名、下請中小企業振興法は主務大臣との連名等)で、業界団体等に対し通達文書を発出した。

### ① 平成21年11月20日(年末通達)

下請取引の適正化について(下請代金法関連)、親事業者代表取締役(29,648社)及び関係事業者団体代表者(701団体)あてに、経済産業大臣、公正取引委員会委員長との連名で発出し、また、下請事業者への配慮等について(下請中小企業振興法関連)、関係事業者団体代表者(800団体)あてに、経済産業大臣、主務大臣連名等で発出した。

### ② 平成22年3月11日(年度末通達)

下請取引の適正化について(下請代金法関連)、関係事業者団体代表者(662団体)あてに、経済産業大臣、公正取引委員会委員長連名で発出し、また、下請事業者への配慮等について(下請中小企業振興法関連)、関係事業者団体代表者(761団体)あてに、経済産業大臣、主務大臣連名等で発出した。

## (3) 下請適正取引等の推進のためのガイドライン(以下「下請ガイドライン」という。)の策定、普及啓発による下請適正取引の推進

### ① 下請ガイドラインの策定状況

下請代金法による取締りにとどまらず、親事業者及び下請事業者の間の適切な取引を一層推進していくことが重要であるとの認識の下、これまでに素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建設、トラック輸送、建材・住宅設備及び放送コンテンツの 11 業種について下請ガイドラインを策定した。

平成 21 年度は、放送コンテンツの下請ガイドラインについて改訂を行うとともに、新規策定業種や既に策定している下請ガイドラインの改訂の検討を行った。

② 下請ガイドラインの普及啓発

全国各地において、「下請かけこみ寺」と全国中小企業団体中央会等が連携して、下請ガイドラインの説明会を開催した。平成21年度は普及説明会を341回開催し、8,307名の受講者があった。

表10 業種別の説明会開催数

素形材	自動車	産業機械 航空機	繊維	情報通信 機器	情報サービス・ ソフトウェア
52	30	28	10	10	19
広告	建設業	トラック運 送業	建材・住宅 設備	下請ガイドラ イン全体	合計
6	109	19	18	40	341

③ 下請ガイドラインベストプラクティス集(三訂版)の作成

各下請ガイドラインに記載されている望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべきものを共通的な事項として下請適正取引等の推進のためのガイドラインベストプラクティス集を作成している。平成21年度は、三訂版を作成し、約600の関係事業者団体等に配布した。

## 平成 21 年度における主な指導事例

## 1 受領拒否(下請代金法第 4 条第 1 項第 1 号)

業種	概要
光学機械器具・レンズ製造業	光学機械部品等の製造を行っている A 社は、発注元の都合による生産調整を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、納期を延期して下請事業者の給付を受領しなかった。

## 2 下請代金の支払遅延(下請代金法第 4 条第 1 項第 2 号)

業種	概要
医療用機械器具・医療用品製造業	B 社は、医療用機械器具等の製造を委託しているが、検収毎月月末締め、翌月 20 日払いとしていたが、月またがりの検収分について、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
放送業	テレビ番組等の製作を下請事業者に委託している C 社は、支払制度が納品毎月 25 日締め・翌月末日支払となっているため、月末に納品となったものについて、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。

## 3 下請代金の減額(下請代金法第 4 条第 1 項第 3 号)

業種	概要
道路貨物運送業	貨物運送にかかる役務提供を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者への送料の支払の際、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者を支払うべき下請代金から一定率(5%)を差し引いて支払っていた。
建物サービス業	ビル管理等を下請事業者に委託している E 社は、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、下請代金の支払時に、同社が実際に要した振込手数料を超える額を下請代金から差し引いて支払っていた。

## 4 返品(下請代金法第 4 条第 1 項第 4 号)

業種	概要
紙製品製造業	事務用紙等の製造を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者に F 社の顧客先に製品を納品させているため、受入れ検査を自社で行っていない。この場合、返品は不可であるにもかかわらず返品しているケースがあった。

5 買ったとき(下請代金法第4条第1項第5号)

業種	概要
情報処理・提供サービス業	システムの企画及びソフトウェアの設計・開発等を下請事業者へ委託している G 社は、発注希望額を下請事業者へ提示し、下請事業者と十分な協議を行わず、下請事業者が提出した見積書よりも低い金額で一方向的に下請代金の額を自社の希望価格まで引き下げて定めていた。
運送業・倉庫業	運送及び物品の倉庫保管等を下請事業者へ委託している H 社は、下請代金の額を定めずに発注し、役務提供後に「協力値引き」の名目の下に見積価格を下回る単価で下請代金の額を定めていた。

6 有償支給材料等の対価の早期決済(下請代金法第4条第2項第1号)

業種	概要
化粧品等製造業	化粧品等の製造を下請事業者へ委託している I 社は、下請事業者へ有償で原材料を支給しているが、当該原材料を用いて製造した製品の下請代金の支払期日より早期に、下請代金から当該原材料の対価を控除して支払っていた。

7 割引困難な手形の交付(下請代金法第4条第2項第2号)

業種	概要
広告業	イベントの企画・運営の一部を下請事業者へ委託している J 社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日を超える(125 日)手形を交付していた。

# 下請代金法の概要

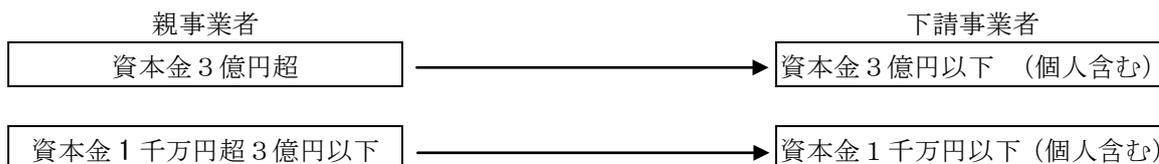
## 本法の概要

下請代金法は、独占禁止法上の禁止行為である不公正な取引方法のうちの優越的地位の濫用について、簡易・迅速に処理することを目的とする特別法として、昭和31年に制定された。

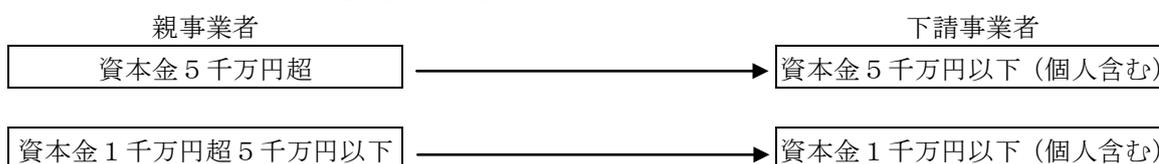
(1) 目的 (第1条) 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

(2) 親事業者、下請事業者の定義 (第2条第1項～第8項)

① 物品の製造・修理委託、プログラム、運送、物品の倉庫における保管等



② 情報成果物作成・役務提供委託 (①を除く。)



(3) 親事業者の義務(第2条の2、第3条、第4条の2、第5条)及び禁止行為(第4条第1項、第2項)並びに調査権(第9条)及び排除措置(第7条)

① 義務

- ア 注文書の交付義務 (第3条)
- イ 書類作成・保存義務 (第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務 (第2条の2)  
(給付を受領した日から60日の期間内)
- エ 遅延利息支払義務 (第4条の2)

② 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)
- エ 返品禁止 (第4条第1項第4号)
- オ 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止  
(第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止  
(第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止  
(第4条第2項第3号)
- サ 不当なやり直し等の禁止 (第4条第2項第4号)

